

社会福祉法人板額の里 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 板額の里（以下「当法人」という）定款第8条及び第23条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じ次の通り報酬を支給する。

- (1) 常勤の理事及び監事（以下「役員」という）については、報酬及び賞与を支給する。
- (2) 非常勤の役員等については報酬を支給しないこととし、法人業務をおこなう場合に別表3の通り、費用を弁償する。

(常勤の役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額

(当法人職員との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与及び賞与を支給されている者に対しては、本規程に基づく報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給時期は、当法人の職員に対する給与又は賞与の支給時期に準ずるものとする。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、原則、日割りによって計算するものとする。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表 1

役 職 名	役員等報酬額 (月額)
常勤の役員	40万円以内

別表 2

役 職 名	役員等賞与額
常勤の役員	月額報酬額×職員賞与支給月数と同

別表 3

区 分	費用弁償金額 (一日につき)
理事会出席	4,000円以内
評議員会出席	4,000円以内
法人業務	実 費

※理事会と評議員会を同日に開催しその両会議に出席した役員等については、当該費用弁償はどちらか一方の会議に対してのみ行う。

※役員等報酬を支給されている常勤の役員に対しては、費用弁償は行わない。